

## 川越市小規模修理・修繕等契約希望者登録要領

### 1 目的

市が発注する小規模な修理・修繕等の契約について、市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ろうとするものである。

### 2 登録できる者

川越市内に主たる事業所を置く者（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。）

### 3 登録できない者

川越市内に主たる事業所を置かない者（他の市町村に本店がある場合など）

小規模修理・修繕等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）

川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（以下「規程」という。）に基づく資格者名簿に登載されている者

希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者

### 4 登録の方法

登録の受付時期は、西暦の奇数年の9月1日から9月20日までの期間行うものとする。

前 の受付時期以降に登録申請がされた場合は、その都度登録するものとする。

登録の受付窓口は、総務部契約課において行う。

### 5 登録者の有効期間

受付の年の10月1日から2年間とする。

4 により登録した場合における有効期間は、前 の期間までとする。

### 6 登録者の取り扱い

市は、申請書の審査を行い、川越市小規模修理・修繕等契約希望者

登録名簿(以下「名簿」という。)に登録し、全庁に公開するとともに、一般にも公開(閲覧)して、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。なお、選定においては、規程に基づく資格者名簿登載者の選定を否定するものではない。

名簿に登録された者が、3 から のいずれかに該当したときは、名簿から削除する。

## 7 対象となる契約

この登録に際し、特に法的に必要な登録、免許又は許可(以下「許可等」という。)を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査であるので、選定の対象とする修理・修繕等は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものに限定する。具体的には、契約の内容が川越市契約規則第18条第1号及び第6号の金額に該当するものとする。

## 8 契約保証金

名簿に登録された者との契約締結に際しては、川越市契約規則第25条第1項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することとする。

### 附 則

この要領は、平成11年9月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成15年3月12日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。